

福祉生活病院常任委員会資料

(令和5年6月28日)

【件名】

- 自立援助ホームの利用者に対する職員からの心理的虐待事案の発生について
(家庭支援課) ・ ・ ・ ・ 2

子育て・人財局

自立援助ホームの利用者に対する職員からの心理的虐待事案の発生について

令和5年6月28日
家庭支援課

鳥取市内の自立援助ホーム（以下「当該ホーム」という。）の職員が利用者に対し、指導の一環として行った対応が心理的虐待に該当することが確認されたので、その概要と対応状況等について報告します。

※自立援助ホームでは、主に児童養護施設等を退所し、就職する児童が共同で生活を行い、自立に向けた支援を行っている。（利用対象年齢は、原則、義務教育終了後の15歳から20歳未満）

1 事案の発生と発覚の経緯

(1) 発生時期・場所

令和3年7月から9月頃・当該ホーム内

(2) 心理的虐待を行った職員

当該ホームの職員（30代男性。以下「当該職員」という。）

(3) 事案の発覚経緯

令和4年10月17日、福祉相談センターに関係者から「過去のことであるが、職員が利用者に対して、「（当該ホームから）出ていけ」と言っていた場面を見た」といった心理的虐待に該当する疑いの通告があり、福祉相談センターが調査を行った結果、心理的虐待に該当することを確認した。

(4) 当該職員の状況

当該職員と上司（40代男性）は、懲戒処分（けん責）を受けており、令和5年2月に虐待防止を含むコンプライアンス研修を受講した。当該職員は、この度の行為を深く反省するとともに、これまでの利用者への対応を振り返り、個々の利用者の状況を踏まえた支援を行うことを心掛けており、改善が認められる。

2 心理的虐待と判断した事実と理由

- ・利用者が社会規範を守れないことに対し、当該職員が利用者を指導したところ、利用者が「ホームを出ていく」と当該ホームを飛び出したため、利用者を連れ戻し、今後の生活等について説諭を続けるも、利用者が再び飛び出そうとしたので、他の職員に利用者の布団を玄関まで持って来させ、「これ（布団）持って出えな」と感情的に言った。
- ・他の職員に布団を持って来させ、「これ（布団）持って出えな」と言った当該職員の対応は、利用者にとっては、当該ホームからの追い出しと捉えられかねず、指導の範疇を越えた心理的虐待に該当すると判断した。

3 心理的虐待ではないが改善を要する対応

- ・関係者からの通告には、日頃から当該職員の利用者への対応が厳しいといった内容も含まれていた。
- ・調査の結果、当該職員は勤務経験も長く、利用者への指導の中心的役割を担っていたこともあり、利用者への対応が厳しくなる傾向があることが伺えたが、心理的虐待と判断した対応以外に、指導の範疇を越えた対応はなかったことを確認した。
- ・ただし、利用者が「厳しい」という感情を抱かせるような対応を行う場合でも、利用者の個々の状況を踏まえた適切な対応が必要なことを当該ホームに指摘した。

4 県社会福祉審議会児童福祉専門分科会からの意見（令和5年3月16日及び5月24日に報告）

- ・感情的になり、厳しい言動になりすぎている。
- ・利用者の成育歴等は様々であり、正しいことを真正面から突き付けるばかりではなく、個々の状況に応じた対応が必要。
- ・指導的立場の職員が初めから指導せず、担当職員の指導を優先する対応を考えてみてはどうか。
- ・児童相談所と自立援助ホームとの間でも、利用者に関する課題の共有を深めていく必要がある。

5 発生要因について

- ・利用者の自立支援を行う中で、感情が先走り、指導の範疇を超えた対応に至ってしまったこと。
- ・当該ホーム運営の中心的な職員が利用者への指導役を一手に担うような役割分担になっていたこと。
- ・周囲の同僚も当該職員の指導内容等に意見を言いづらい状況が生じていたこと。

6 再発防止について

(1) 当該ホームが行う再発防止策

- ・当該ホームの全職員に対して、虐待防止、こどもの権利擁護、コンプライアンス等に関する継続的な研修を実施する。（4月からテーマを変えて毎月実施）
- ・利用者に対する支援のあり方等を職員間で共有し、チームでの支援体制を強化する。（特定の職員の力量に支援を委ねない）
- ・当該ホームで実施するケース検討会に外部の関係機関からも参加してもらい、多様な視点でのケース検討を行い、利用者個々の特性に合わせた支援方法のスキルアップを図る。（7月から毎月実施）
- ・当該ホーム内だけで課題を抱えるのではなく、運営主体である社会福祉法人との連携も強化し、風通しのよい組織づくりを行う。（法人職員と当該ホーム職員との月2回の定例会の開催）
- ・第三者評価を受審する。
（今年度から新たに受審）

(2) 児童相談所との共同による再発防止策

- ・児童相談所が利用者と権利擁護面接を行い、生活の様子や困りごと等を聴取する。また、当該ホームと児童相談所とのケース連絡会を実施し、施設の状況把握や運営上の課題を共有する。
⇒これらの取組は、児童養護施設等の他の施設との間では、従前から実施している。
⇒自立援助ホームの利用は、児童養護施設等の措置制度によるものではなく、利用者との契約によるもの等の理由から、これまで実施されていなかったが、本事案の発生を踏まえ、児童養護施設等と同じ取組を実施することにした。